

役員等報酬規程

社会福祉法人三笠苑

社会福祉法人三笠苑 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三笠苑（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに委員会委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 当法人の役員等については報酬を支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合及び、監事が監査を実施した場合の費用弁償

区分		費用弁償		支給方法
		住所が会議等開催地と同じ市内	その他の地域	
非常勤	理事・監事	4,000円(日額)	4,500円(日額)	現金支給
	評議員	4,000円(日額)	4,500円(日額)	
	監事(監査会)	5,000円(日額)	5,500円(日額)	
	各種委員会委員	4,000円(日額)	4,500円(日額)	

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成29年6月23日(定時評議員会の議決日)から施行する。